

『2012年版 司法試験 完全整理択一六法 行政法』
お詫びと訂正

以下の箇所に戻りがございました。お詫びして訂正いたします。

2012年10月9日現在

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
328	24行目～30行目	<p>(2)被選挙権 都道府県・市町村議会議員について は満25歳以上で議会の議員の選挙権を有する者（地自19I）、都道府県知事については満30歳以上の日本国民（同II）、市町村長については満25歳以上の日本国民（同III）である。地自法上では当該地方公共団体に現住することは必要ではないが、公選法上、選挙権・被選挙権とも当該地域の住民であることが必要である（公選10I③）。</p>	<p>(2)被選挙権 (a)都道府県知事については、満30歳以上の日本国民（地自19II、公選10I④）、市町村長については満25歳以上の日本国民（同III、公選10I⑥）である。 (b)都道府県・市町村議会議員については、満25歳以上で議会の議員の選挙権を有する者（地自19I、公選10I③⑤）、すなわち、引き続き3か月以上当該市町村及びその市町村を包括する都道府県の区域内に住所を有する者（公選9II、IV）である。</p>	2012.6.4
69	第4款 直接強制 5～6行目	法律・ 条例 による根拠規定を要する	法律による根拠規定を要する	—

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
56	最 判 平 21.7.14 判 旨 6 行目	継続すべき義務 を貸すものでは ない	継続すべき義務を 課すものではない	2011.12.6
65	3 秩序 罰・1行目	課す	科す	—
69	一 意義・ 2行目	科す	課す	—
212	〈原告適格 のまとめ〉 の表・上か ら5行目	航空周辺住民	空港周辺住民	—
212	〈原告適格 のまとめ〉 の表・下か ら4行目及 び5行目	隣地開発許可	林地開発許可	—
215	▼ ゴルフ 場周辺住民 等の原告適 格	隣地開発許可	林地開発許可	—
217	▼ 場外車 券販売施設 の周辺一般 住民及び医 療施設 開設者の原 告適格	場外車券販売施 設	場外車券発売施設	—
321	(1) 意 義・2行目	、地方開発事業団 (地千自 298 I)	削除	—